

中部運輸局自動車交通部

令和4年11月18日 定例記者懇談会 発表

お問い合わせ先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
松岡、杉本、桑原 Tel 052-952-8038

同時発表：静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

《速報》貨物自動車運送事業者に対する集中監査結果

中部運輸局では、令和4年10月、貨物自動車運送事業者に対する集中監査を行い、その速報結果を下記の通り集計しましたのでお知らせします。

記

1. 実施結果

監査を実施した37事業者中35事業者について、法令違反が確認されました。

法令違反として多かった事項は、輸送の安全に欠かせない対面点呼の未実施などの点呼関係、運転時間の基準超過や休憩時間の未取得などの労働時間関係、健康診断及び運転適性診断の未受診でした。

また、法令違反項目である点呼簿記載事項不備等の中には、悪質性のある点呼簿の不実記載も見受けられました。

2. 今後の対応

違反を確認した35事業者に対しては、違反事項を直ちに改善するよう指導を行い、今後、基準に基づき厳正に行政処分を行うとともに、違反事項の改善状況を確認してまいります。

集中監査月間における違反状況

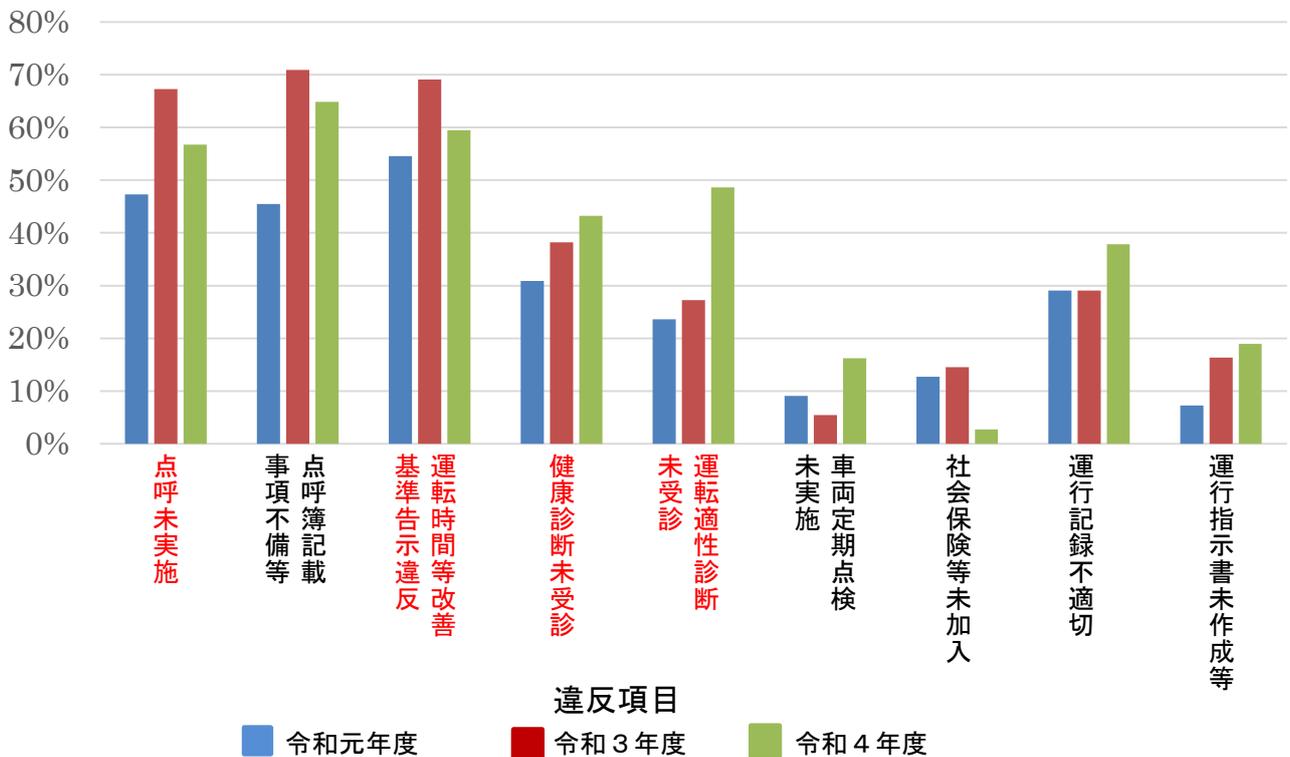
単位：件

管内支局	監査事業者数	違反事業者数	主な監査項目に係る違反状況								
			点呼未実施	点呼簿記載事項不備等	運転時間等改善基準告示違反	健康診断未受診	運転適性診断未受診	車両定期点検未実施	社会保険等未加入	運行記録不適切	運行指示書未作成等
愛知	11	11	7	10	7	7	7	3	0	7	4
静岡	7	7	4	4	6	4	4	1	0	3	1
岐阜	6	4	3	2	3	1	1	0	0	0	0
三重	8	8	5	6	3	4	5	2	1	3	1
福井	5	5	2	2	3	0	1	0	0	1	1
合計	37	35	21	24	22	16	18	6	1	14	7

※主な監査項目に係る違反状況の件数は、1違反事業者に対し複数件含まれる。

※赤字は、トラック集中監査月間における重点監査項目

主な違反事項の違反率



※令和2年度は、コロナ禍のため中止

※赤字は、トラック集中監査月間における重点監査項目